

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本日、議会運営委員の横井良隆議員から辞任願が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、横井良隆議員の退場を求めます。

〔横井良隆議員 退場〕

○議長（林 健児君）

本日、横井良隆議員から議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、横井良隆議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

横井良隆議員の入場を認めます。

〔横井良隆議員 入場〕

○議長（林 健児君）

ただいま議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしましたのでお伝えします。ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開



○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員には、委員会条例第7条第4項の規定により、三輪明広議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した三輪明広議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第1、議案第38号、日程第2、議案第39号を一括議題とします。

議案第38号、議案第39号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

文教厚生常任委員会は12月10日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第38号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

議案第39号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案とも全員賛成で可決すべきものと決

定をしました。

いずれの議案も質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第38号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第39号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号から日程第5、議案第43号までを一括議題とします。

議案第41号から議案第43号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、よろしく申し上げます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

7番松本英隆です。

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る12月7日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案につきましては、12月9日に総務建設分科会、12月10日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第41号から議案第43号の3議案について御報告いたします。

議案第41号、42号につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第41号令和3年度大治町一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。令和3年度一般会計補正予算（第6号）に反対します。

理由は、国民健康保険特別会計から一般会計に繰り入れたからでございます。昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えがあり、医療費が想定より低くなったことは理

解できます。しかし、余ったお金を国民健康保険支払準備基金に積み立てなければ、将来の医療費の増加に対応できず、今でも高い保険税を上げざるを得なくなります。一般会計の繰り入れをやめ、基金に積み立てることを求めて、令和3年度一般会計補正予算（第6号）に反対いたします。以上でございます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議案第41号令和3年度大治町一般会計補正予算（第6号）についての賛成の立場から討論を行います。

土木費におきましては、花常の道路冠水の軽減を図るため、道路維持修繕工事及び河川改良工事の費用が計上されております。衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種費用が計上されておりますのでとても重要なものでございます。

また、国民健康保険特別会計から一般会計への繰り入れについては、国・県より赤字補填の解消・削減をと言われていることから、国民健康保険が健全に運営できている場合においては一般会計に返還されております。よって、私は一般会計補正予算には賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第42号令和3年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対します。

一般会計補正予算（第6号）の反対討論と同じでございますが、国民健康保険特別会計から一般会計への繰り出しをやめ、国民健康保険支払準備基金に積み立てることを求めて、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対します。以上でございます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（三輪明広君）

議長。

○議長（林 健児君）

5番三輪議員。

○5番（三輪明広君）

5番三輪明広です。議案第42号令和3年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正では、療養給付費や高額療養費等の支出見込み、過年度の一般会計繰出金は新型コロナによる受診の控えで給付金等が抑えられたことに伴い精算されていて、適切な補正予算が計上されています。国・県より赤字補填の解消・削減をと言われていることから国民健康保険が健全に運営できている場合においては、一般会計に返還している。また、令和3年度は国民健康保険税率の改定で1人当たりの保険税も引き下げています。よって、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第43号令和3年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第44号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

6番若山照洋です。

総務建設常任委員会は12月9日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第44号大治町道路線の認定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号令和3年度大治町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第45号令和3年度大治町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4822万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年12月17日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付分の5万円とあわせて10万円を現金で一括給付するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業費として3億2000万円を増額するものでございます。

これらの財源として、財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。先行している5万円にあわせて5万円を一括支給するという国の方針変更などもあり、非常にスケジュールがタイトな中で頑張ってやってこられたということで感謝申し上げます。

議案説明会の中でもありまして2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、児童手当受給者など申請が要らない方に関しては新たな通知を、一括ということで新たな通知を発送する予定であるということでそこら辺の事務費が計上されておられません。郵送費などですね。そこら辺はどうなっているのかと。

もう1点は、児童手当受給者などは、申請が要らない方に関しては支給のスケジュールが示されましたが、申請が必要な方、公務員など、そこら辺のスケジュールをお示してください。以上、2点お願いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回の現金一括支給の事務費につきましては、もともと先行給付の方で案内チラシを郵送する分の郵送代と支給決定、振り込みをする際の通知を送るような予定をしておりました。その範囲の中でできるということで今回事務費のほうは計上しておられません。

続きまして、高校生のみの世帯ですとか申請の要る世帯につきましては、今後年明けをめどにしているんですが、高校生のみの世帯がいる世帯主宛てに案内を送る予定をしております。その後、申請を受け付けいたしまして、早ければ1月下旬ごろから給付を始めたかと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

説明ありがとうございます。公務員世帯も申請が要ると思うんですが、そこら辺どうなっているのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

先ほど高校生のみと言いましたが、今回、プッシュ型で支給する児童手当の受給者と

町の方で特例給付を支給している受給者以外の子供の世帯主宛に送りますので、その中には申請にならない世帯も出てくるんですが、案内としてこういう制度がありますという事で送らせていただく予定をしております。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第46号工事請負契約について。

令和3年12月3日、事後審査型一般競争入札に付した子育て支援施設新築工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和3年12月17日提出、大治町長。

本件の子育て支援施設新築工事の請負契約は、契約金額6050万円で株式会社大村技建と契約を締結するものです。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第46号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第46号は可決されました。

日程第9、発議第4号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

12番下方議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方です。

発議第4号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和3年12月6日提出、提出者大治町議会議員下方繁孝。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づき設置された公共団体であります。就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。令和5年10月に消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定になっていますが、この制度が導入されますと免税事業者であるセンターの会員は新たに預かり消費税を納税する必要が生じます。しかし、公益法人でありますシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であります。新たな税負担の財源はありません。シルバー人材センターにとりましては、まさに運営上の死活問題であります。消費税制度におきましては、小規模事業者への配慮として年間の課税売上高1000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員の手取り額がさらに減少することなく、またシルバー人材センターにおいては安定的な事業運営が可能となるよう要望します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。皆様の御賛同をよろしく申し上げます。以上です。

〔議長、ちょっと暫時休憩をお願いします〕の声あり〕

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔なし〕の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、発議第4号は可決されました。

日程第10、同意議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大治町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和3年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、野間祐司委員の任期が令和3年12月26日をもって満了することに伴い、引き続き委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています同意議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 10名〕

○議長（林 健児君）

起立者多数です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、同意議案第4号副町長の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により横井良隆議員の退場を求めます。

〔横井良隆議員 退場〕

○議長（林 健児君）

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第4号副町長の選任について。

大治町副町長に次の者を選任したいので同意を求める。令和3年12月17日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町副町長に横井良隆氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本英隆です。副町長の選任でこの方の任期はいつになられるんですか。お願いします。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

本議案が同意いただけましたら来年の1月1日から4年間を予定しておるところでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。本日、議案提出をいただきまして先ほど各委員会の委員の選任、また委員会の交代などが行われました。内容についての是非を問うものではございませんが、この議会開催中に最終日での上程、また臨時議案としての提案となった経緯や理由などを御説明いただけたらと思います。

〔「追加議案」の声あり〕

○2番（鈴木康友君）

追加議案ですね、失礼いたしました。追加の議案として上程いただきました経緯や理

由などをお答えいただけたらと思います。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

町長を含め行政側と横井氏との調整の中で意見がまとまったので今回提案することに至りました。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友でございます。それでは提案といいますか打診の方はされていまして、この議会中にそれがまとまって臨時の上程となったということによろしかったでしょうか。済みません、追加の議案となったということによろしかったでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

調整の結果、この時期での提案となりました。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています同意議案第4号は、委員会の付託

を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決します。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 9名〕

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

横井良隆議員の入場を許します。

〔横井良隆議員 入場〕

○議長（林 健児君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

横井良隆議員から12月31日をもって議員を辞職したいとの辞職願が提出されました。

お諮りします。

議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし、異議あり」の声あり〕

○議長（林 健児君）

では、起立採決します。

追加日程第3とすることに賛成の方は起立を願います。

〔起立 10名〕

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、議員の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により横井良隆議員の退場を求めます。

[横井良隆議員 退場]

○議長（林 健児君）

お諮りします。

横井良隆議員の12月31日付での議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし、異議あり」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議ありの声がありますので、起立で採決をいたします。

お諮りします。

横井良隆議員の12月31日付での議員辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、横井良隆議員の12月31日付での議員辞職を許可することに決定いたしました。

横井良隆議員の入場を許します。

[横井良隆議員 入場]

○議長（林 健児君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に総務建設常任委員の吉原議員から文教厚生常任委員に、文教厚生常任委員の三輪明広議員から総務建設常任委員にそれぞれ委員会の所属を変更したいとの申し出がありました。

お諮りします。

常任委員の所属の変更についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員の所属の変更についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、常任委員の所属の変更についてを議題とします。

総務建設常任委員の吉原議員から文教厚生常任委員に、文教厚生常任委員の三輪明広議員から総務建設常任委員に所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、吉原議員、三輪議員の常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

日程第12、発言の取り消しについてを議題とします。

去る12月9日付で後藤田麻美子議員から12月6日の一般質問における発言について、お手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

ここで後藤田麻美子議員より申し出理由の説明を求めます。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子でございます。一般質問の発言の中で、投票することについて_____と申し上げましたが、これは誤りですので取り消しをお願いいたします。以上です。

○議長（林 健児君）

ここで地方自治法第117条の規定により、後藤田麻美子議員の退場を求めます。

〔後藤田麻美子議員 退場〕

○議長（林 健児君）

後藤田麻美子議員から12月6日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、後藤田麻美子議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

ここで後藤田麻美子議員の入場を認めます。

[後藤田麻美子議員 入場]

○議長（林 健児君）

後藤田麻美子議員に申し上げます。

12月9日付で申し出のありました発言の取り消しについては申し出のとおりこれを許可します。

日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により総務建設常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

総務建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、総務建設常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和3年12月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 鈴 木 満

署名議員 鈴 木 康 友